

社会福祉法人 吉野町社会福祉協議会

令和5年度 事業計画（案）

## 【基本理念】

『健康で安心して暮らし続けられる 共生<sup>ともい</sup>きのまち』

～助けあい・支えあう 笑顔でつながる吉野町～

## 【基本目標】

1. 地域を支える福祉の人づくり
2. 豊かに暮らせる生活環境づくり
3. 安心して暮らせる福祉のまちづくり

近年、少子高齢化社会の進行や人口の減少、生活様式の多様化など、社会環境の変化によって人と人とのつながりが希薄化し、これまで家庭や地域が担ってきた支え合いの機能が弱まってきています。

さらに、長引くコロナ禍の影響により、生活に困難を抱える世帯の急増や、地域における交流活動や支え合い活動等の取り組みが困難になるなど、不安を抱える世帯が増加する状況となっており、また複合的で顕在化しにくい課題を抱える世帯や、自ら相談窓口に出向くことができずに必要な支援を受けられない人が増加するなど、既存の相談支援機関による対応だけでは解決することが困難な地域生活課題が増えてきています。

こうした課題に対して、これまでの制度や分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的なサービスだけでなく、様々な分野の専門職や関係機関、地域活動団体、ボランティア等が連携・協働して対応することが求められており、地域とともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指し、住民同士による福祉活動の強化や、複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制の強化が重要となります。

令和4年度からの5か年計画である「第2次吉野町地域福祉計画・吉野町地域福祉活動計画」のもと、基本理念である「健康で安心して暮らし続けられる 共生<sup>ともい</sup>きのまち」の実現を目指し、行政と共に福祉でまちづくりを推進するパートナーとして、助け合い・支えあいの心が根付き、住民の誰もが幸せに暮らせる福祉のまちづくりに取り組みます。

また介護サービス事業では、利用者の立場に立った、より質の高いサービスを提供し、住民誰からも信頼される事業者となるよう努めます。

## 【社会福祉事業】

### <地域福祉事業>

#### 1. 地域福祉活動の推進

もっとも身近な地域で住民や団体等が主体的に力を発揮し、細やかな支え合い活動をすすめることで“暮らしの困りごと”を解決していくと同時に、地域のつながりを強めていくことができます。そうした住民の活動を行政や福祉専門職等と一緒に支え、協力しながら取り組んでいき、地域の特性に合った「地域福祉」を広げていきます。

	事業名	実施内容
①	ふれあいの居場所づくり事業	町内各地域で、子どもから高齢者まで男女問わず、地域住民の誰もが気軽に立ち寄れる居場所をつくることにより、社会的孤立の解消・防止につながります。また、居場所が住民同士の見守りの場となり、身近な人のSOSに気づき、専門職へつながられるよう展開していきます。
②	生活支援体制整備事業 (町受託事業)	地域包括ケアシステム構築に向けた基盤づくりとして「よしのささえ愛会議（吉野町協議体）」を設置しています。 また、各地区で設立されている自治協議会や地域住民活動団体等に働きかけ、身近な圏域で地域住民が主体となって取り組む「ささえ愛」のまちづくりを進めていきます。

#### 2. 地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備

##### (1) 相談支援体制の充実

地域における身近な相談相手として、民生委員・児童委員やコミュニティソーシャルワーカー（CSW）等の活動周知を図るとともに、多様な相談内容であっても受け止め、行政や関係機関との連携を図り、適切な支援へとつなぐ包括的な相談支援体制を目指します。

	事業名	実施内容
①	心配ごと相談事業（月1回） (人権相談、行政相談含む)	住民の多種多様な相談が解決されるよう、関係機関と連携して、指導助言や適切な相談機関を紹介します。
②	ふくし総合相談事業 (出張開設含む)	「どこに相談していいかわからない」、「誰かに相談したい」等、町民の福祉に関する様々な相談を電話又は来所にてお受けし、問題解決の手助けができるよう情報提供、助言を行います。

## (2) 包括的な支援体制への取り組み

町から「重層的支援体制整備（移行準備）事業」及び「支援対象児童等見守り強化事業」の委託を受けて、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備し、様々な課題等に対して対応できる体制づくりを進めます。

	事業名	実施内容
①	重層的支援体制整備（移行準備）事業	<p>&lt;アウトリーチ等を通じた継続的支援事業&gt;</p> <p>コミュニティソーシャルワーカー（CSW）によるアウトリーチの地域支援を中心に、複雑化・複合化した課題を抱えながらも支援が届いていない人を把握し、関係性を構築しながら継続的な支援を行い、地域の様々な相談や地域住民の身近な「気になる事」を発見し、安心して相談できる体制を構築します。</p>
		<p>&lt;多機関協働事業&gt;</p> <p>一つの相談窓口や公的制度では解決につなげられない課題を抱えた世帯に対し、行政機関はもちろん福祉施設や病院等の多機関と連携しながら、解決に向けた包括的な支援体制の構築に取り組みます。</p>
②	支援対象児童等見守り強化事業（もぐハグ便事業）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響による長期間の外出自粛等をふまえ、子どもの見守り体制の強化を図り、児童虐待の早期発見及び早期対応を推進するため、町内の関係機関及び住民と協働して定期的に食材等を届け、アウトリーチによる見守り体制の構築を図ります。</p>

## 3. ボランティア活動支援・育成事業

ボランティア活動の活発な展開を支援し、ボランティア参加を促進するための体制整備に努めます。

	事業名	実施内容
①	ボランティア活動支援事業	<p>ボランティア団体等が各地域や福祉施設において、安心して活動ができるよう支援を行います。（情報提供、助成金支援、備品貸出等）</p>
②	ふれあい郵便事業	<p>80歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認を目的とした見守り事業として、お便りボランティアが書いたお手紙を月1回、郵便局員から対象者にお渡しします。</p>

	事業名	実施内容
③	ブックスタート事業	乳幼児検診時の0歳児を対象に、絵本をプレゼントし親子で絵本の読み聞かせを体験いただき、絵本を通じて親子で本と楽しむきっかけとなることを目的に実施します。
④	福祉体験学習事業	若い世代のボランティア活動の推進につなげ、誰もが暮らしやすい社会を考えるきっかけとなることを目的に、高齢者疑似体験や車いす体験など実施します。

#### 4. 在宅福祉サービス事業

高齢者や障がい児・者等の自立生活を維持していき、公的サービスでは十分行き届かない部分の支援について、住民参加型で各種団体と連携して実施、開発を行います。

	事業名	実施内容
①	訪問理美容サービス事業	理容院や美容院に出向くことが困難な高齢者や障がい者に対して、居宅において理美容サービスを提供することにより、家族の介護負担の軽減や保健衛生の増進を図ります。
②	安心箱設置事業	ひとり暮らし高齢者の突然の入院や不測の事態に対応するため、地区民生委員が入院に必要なタオルやスリッパ等が入った安心箱を保管し緊急時等に対応します。
③	買い物支援事業	買い物に不便を感じている、または家族等の支援が受けられないひとり暮らし高齢者等の方を送迎することによって、外出支援や交流の機会を創出し、閉じこもり防止や介護予防につなげることを目的に実施します。

#### 5. 共同募金事業

募金への理解を深めるため、民生・児童委員、区長会等の協力を得て、広く住民に周知し、募金活動を推進します。

- (1) 吉野町共同募金委員会
- (2) 一般共同募金配分金事業
- (3) 歳末たすけあい配分金事業

## 6. 奈良県日常生活自立支援事業

判断能力が十分でない高齢者や障がい者等の福祉サービスの利用について、利用者自身の意思を尊重し、円滑な福祉サービスの利用手続きや金銭管理等を援助します。

## 7. 奈良県生活福祉資金貸付事業

低所得世帯や要援護世帯の福祉増進ため、奈良県社協からの委託により、生活福祉資金貸付事業（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）を実施します。

## 8. 民生児童委員協議会との連携、連絡調整

社協の事業・活動を行う上で民生児童委員協議会との連携・協働が不可欠であり、協働活動と役割分担を明らかにしながら連携を密にし、地域福祉の向上に努めます。また、民生児童委員協議会の事務局を担います。

## 9. 当事者団体運営の支援

町老人クラブ連合会、町身体障害者福祉協会、町手をつなぐ育成会、町遺族会、郡東部遺族会、町英霊にこたえる会、町母子福祉連合会、郡民生児童委員連合会の事務局を担当し、各団体の活動や運営が円滑に行われるよう支援します。

### <居宅サービス事業>

	事業名	実施内容
①	居宅介護支援事業	利用者が、適切にサービスを利用できるよう介護支援専門員（ケアマネジャー）が、ケアプラン（居宅サービス計画）を作成します。
②	訪問介護事業 介護予防・日常生活支援総合事業	要介護者との契約によりホームヘルパーを派遣し、生活全般にわたるサービスを提供します。
③	障害福祉サービス事業	障がいのある方が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、ホームヘルパーを派遣しサービスを提供します。
④	軽度生活支援事業	要介護認定で非該当と認定された方に対して、軽易な生活サービスを提供します。
⑤	介護予防居宅介護支援事業 (受託事業)	要支援の認定を受けた方の予防給付によるケアプランの作成をします。
⑥	要介護認定訪問調査事業 (受託事業)	要介護認定のための訪問調査を実施します。

## ＜吉野町老人福祉センター事業＞（指定管理）

吉野町より指定管理を受け、吉野町の高齢者福祉の拠点となるよう吉野町老人福祉センターを運営・管理します。

センターでは、各種サークル活動を行う中荘温泉クラブの充実を図り、また日替りシェフによる食堂（ふれあいキッチン）についても、コロナ禍の影響もあり実施団体が減少している状況でありますので、実施方法等についても検討していき、町内高齢者の憩いの場となるように運営します。

## 【公益事業】

### 吉野町デマンド交通運行事業（受託事業）

令和4年度より、路線定期運行バスと予約型乗合バスの新たな運行形態のもと、利用者は増加しております。デマンドバスの運行及び予約コールセンター業務だけでなく、バス運行における住民の外出支援や見守り等、社会福祉協議会の活動の一環として事業を展開していきます。